

2021 年度「子ども第三の居場所」

実施・募集要項



もくじ

1. ご案内	2
2. 対象となる団体	2
3. 対象となる事業	2
4. 対象となる事業期間	2
5. 募集する居場所数	2
6. 申請期間(設置意思確認書提出期間)	2
7. 事業の要件について	3
8. 助成金概要と募集形態(展開モデル)	3
(1) 助成金概要	3
(2) 募集形態(展開モデル)	3
9. 助成金の詳細	5
(1) 開設費助成金	5
(2) 運営費助成金	6
10. 申請および助成金交付等の手順	7
11. 本事業に関する Q&A	8
(様式1) 2021 年度「子ども第三の居場所」設置意思 確認書	11
(様式1) 2021 年度「子ども第三の居場所」設置意思 確認書(記入例)	12

1. ご案内

すべての子どもたちが、未来への希望を持ち、これからの社会を生き抜く力を育むことのできる機会と環境を提供することは、大人世代の責任です。

しかし現実には、家庭の抱える困難が複雑・深刻化し、地域のつながりも希薄になる中で、安心して過ごせる居場所がなく、孤立化してしまう子どもも少なくありません。

B&G 財団では、日本財団と連携し、子どもたちが安心して過ごせる環境で、自己肯定感、人や社会と関わる力、生活習慣、学習習慣など、将来の自立に向けて生き抜く力を育む「子ども第三の居場所」を全国に拡げます。

ここをハブとして、行政、NPO、住民、企業、研究者と協力し、誰一人取り残されない地域子育てコミュニティをつくることで、「みんなが、みんなの子どもを育てる社会」を目指します。

B&G 財団では、2018年度から本事業に着手し、これまで15カ所(14自治体)に「子ども第三の居場所」を設置、運営を支援してまいりました。このノウハウと海洋センターのプログラム等を活用し、「常設ケアモデル」「学習・生活支援モデル」の2モデルに分け、さらなる拡大を図ってまいります。

子どもたちが安心・安全に過ごし、将来の自立に向けた「生き抜く力」を育みながら、地域とつながる場所づくりのために、ぜひ、設置に向けご検討していただきますようお願いいたします。

2. 対象となる団体

(1) 海洋センター所在自治体で2019年度海洋センター評価がA以上の自治体

※すでに「子ども第三の居場所」設置自治体も対象となります。(2カ所目以降の設置も可能です)

(2) 上記(1)以外の自治体(市区町村)

3. 対象となる事業

(1) 「子ども第三の居場所」開設事業

居場所施設の建築(新築可)、改築、増築および居場所施設に設置する家電・什器等の購入など

(2) 「子ども第三の居場所」運営事業

居場所の運営

4. 対象となる事業期間

2021年4月1日～2022年3月31日

5. 募集する居場所数

30カ所程度

6. 設置意思確認書提出期間

2021年2月22日(月)～2021年4月30日(金)

※3月31日までとじていましたが、延長しました。

※現地調査は、受付順に実施します。

7. 事業の要件について

- (1) 教育委員会、福祉部局、子供家庭部局、学校などに点在している子どもに関する情報を共有するため、関係機関の連携体制を構築すること。(事業を推進する運営委員会の設置など)
- (2) 関係機関が連携し、様々な困難に直面する子どもの支援につなげるため、アウトリーチを行うとともに、課題に応じて専門機関につなげること。
- (3) 「生き抜く力」を育むために、食事や歯磨きなどの基本的な①生活習慣や、②自己肯定感・③人や社会と関わる力などの非認知能力を高めるプログラム(海洋センターを活用した体験プログラム等)、また発達段階に応じた④学習支援等を実施すること。
- (4) 子ども支援だけでなく、保護者にも寄り添い、子どもへの対応方法等の相談体制を構築すること。
- (5) 助成終了後(運営開始から4年目以降)は各自治体における予算や、各種補助金、寄付などを活用して居場所の運営を継続すること。また、継続運営等に関して、自治体とB&G財団による協定書を取り交わすこと。

8. 助成金概要と募集形態(展開モデル)

(1) 助成金概要

本募集では施設整備にかかる開設事業と1年目の運営事業を募集します。施設整備にかかる開設事業のみの申請も可能です(事業期間:2021年4月1日~2022年3月31日)

前年度の運営実績をふまえ最長3年間の運営助成を行い、4年目以降は自治体による継続運営をしていただきます。

なお、1月以降に運営が開始する場合に限り、4年度目の3月末日までを最大助成期間とすることができます。

(2) 募集形態(展開モデル)

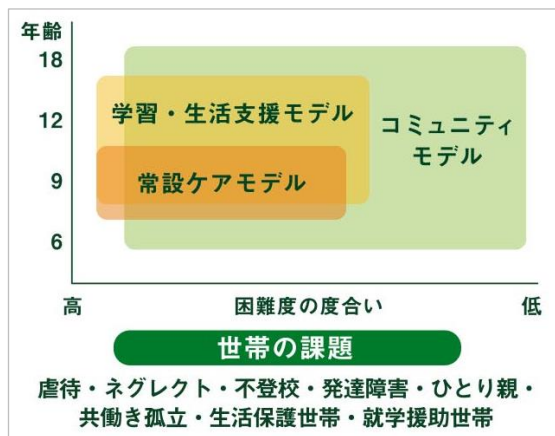
展開モデル	常設ケアモデル	学習・生活支援モデル
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴支援や食事提供などの生活支援 ・自己肯定感、人や社会と関わる力など生き抜く力の育成を目指したプログラムの提供 ・発達段階に応じた学習支援 	学習・生活習慣支援など自立する力を養うための支援
実施事例	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに居場所を設置して実施 ・「放課後児童クラブ」利用児童の中で、困難に直面する児童を対象とする、または困難に直面する新たな児童を対象に、「放課後児童クラブ」と一体的に上記「実施内容」を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「放課後児童クラブ」利用児童の中で、困難に直面する児童を対象に、時間を延長し上記「実施内容」を実施 ・既存の学習支援事業において、時間を延長または実施日を増加し、生活習慣支援を実施
実施頻度	週5日以上(週25時間以上)	週3~4日(週9時間以上)
対象	経済状況や家庭環境に課題を抱えた小学生	経済状況や家庭環境に課題を抱えた小学生(中高生可)

人数	1日定員20名以上 登録児童数30名以上(利用児童登録制)	1日定員7名以上 登録児童数15名以上(利用児童登録制)
スタッフ	マネージャー(フルタイム)1名以上 フルタイム1名以上 パートタイムまたはボランティア2名以上 ※計4名以上	マネージャー(フルタイム)1名以上 パートタイムまたはボランティア2名以上 ※計3名以上
運営費助成	月額80万円~120万円	月額60万円~80万円
開設費助成	3,000万円~5,000万円程度	3,000万円~5,000万円程度

※マネージャーの役割:

日々、子どもやスタッフに接し居場所を運営するとともに、関係機関との連携や対象者へのアウトリーチほか、スタッフ教育やチームビルディングなど、居場所運営の現場責任者

◆各展開モデルの位置づけ



※B&G 財団では「コミュニティモデル」の募集は行いません。

◆「常設ケアモデル」の一例

- 対象児童 小学校低学年の子ども(計20名程度)
- 営業時間 月曜~金曜、放課後~20:00 (帰宅は保護者による送迎)
- 設備仕様 リビング、学習・読書スペース、キッチン 風呂場、相談室
- スタッフ 3~5名(職員・ボランティア)
- プログラム 居場所提供、生活習慣形成、学習支援、食事提供
- 利用料金 応能負担、ひとり親家庭や生活困窮世帯は基準に該当すれば無償

とある拠点での1日

14:00 宿題/個別学習

15:00 おやつ

16:00 外遊び or 体験活動

17:00 わくわく読書タイム

18:00 夕食

19:00 自由時間

20:00 お迎え、保護者とお話し

毎日の宿題だけでなく、一人ひとりに合わせてニガテも無くします。

読書や読み聞かせに加えて、ゲーム形式でみんなで同じ本を読むなどの体験活動も行います。

バランスの良い夕食を毎日提供します。調理や片づけをお手伝いし、皆で食卓を囲みます。

9. 助成金の詳細

(1) 開設費助成金

事業を実施するための居場所の建築（新築可）、改築、増築などの費用、および居場所に設置する家電・什器に係る費用

① 助成金額および助成率

- ・3,000万円～5,000万円程度（常設ケアモデルおよび学習・生活支援モデル）
- ・助成率 100%以内
- ・助成パターン

	準備期間	1年目	2年目	3年間
Aパターン	開設費助成	運営費助成		
Bパターン		開設費助成・運営費助成		

※5,000万円をこえる場合は自治体が負担することが可能です。

※「Bパターン」は、既存施設の活用等の場合、運営途中に運営内容等を反映し、開設費助成を受けることができます。ただし、改修等の期間中でも運営を継続することが必須条件となります（場所を変えて運営することも可能です）

また、開設費助成の申請は1回に限ります。複数回の申請はできません。

② 対象となる経費

- ・建築（新築・改築・増築）に係る直接工事費（外構工事含む）、共通仮設費、現場管理費、設計監理費など
- ・居場所に設置する家電・什器などの購入費
- ・利用児童の送迎用車両購入費（1台）

※基本設計について、助成契約締結以前の基本設計費も対象となります。ただし、助成契約締結日から遡って6ヵ月以内に契約したものに限り。なお、助成契約締結に至らない（辞退や不採択等）場合は、自治体負担となります。

※実施設計について、助成契約締結以前の実施設計費も対象となります。ただし、内示後から助成契約締結日までに契約したものに限り。なお、助成契約締結に至らない（辞退や不採択等）場合は、自治体負担となります。

※送迎用車両の購入について、1年目は1台とし、2台目以降は利用状況に応じた判断となりますのでご相談ください。

※送迎用車両の購入に係る税金・保険料等について、助成終了後、自治体が継続して負担できる内容が助成対象となります。

※助成金申請書提出時に財団が確認し、不要と判断したもの（オーバースペック、事業との整合性が取れていないものなど）は、上記の経費も対象外となります。

※既存の放課後児童クラブや学習支援事業等と併設する場合、費用を按分することがあります。

③対象外となる経費

- ・土地、建物の購入費
- ・土地・建物の賃料
- ・施設の耐震診断に係る費用
- ・旧施設撤去費
- ・建築工事に係る事務など開設事業で発生する自治体職員等の人件費

(2) 運営費助成金

事業を運営するための人件費や事業費

①助成金額および助成率

- ・常設ケアモデル：月額80万円～120万円
- ・学習・生活支援モデル：月額60万円～80万円
- ・助成率 100%以内

※助成金額をこえる場合は自治体が負担することが可能です。

②対象となる経費

- ・スタッフ、アルバイト等の人件費（法定福利費含む）
- ・給食費、水道光熱費、消耗品費、燃料費、諸謝金、通信運搬費、印刷製本費など居場所運営に係る経費

※車両運転手の人件費について、助成終了後、自治体が継続して負担できる場合に限り助成対象となります。

※助成金申請書提出時に財団が確認し、不要と判断したもの（オーバースペック、事業との整合性が取れていないものなど）は、上記の経費も対象外となります。

※既存の放課後児童クラブや学習支援事業等と併設する場合、費用を按分することがあります。

③対象外となる経費

- ・居場所に設置する高額な家電・什器購入費（原則として開設費助成金の対象となります）
- ・土地・建物の賃料（ただし、改修時等一時的に発生する場合を除く）

10. 申請および助成金交付等の手順

(1) Aパターン:開設費助成を運営開始前に受ける場合

	項目	内容	期日	実施主体	様式
1	事業説明会の実施	オンラインによる事業・募集説明	2021年 4月8日(木) 4月15日(木)	B&G財団	
2	設置意思確認書の提出	市区町村長名で設置意思を確認する文書	2021年 4月30日(金)	自治体	様式1(11頁)
3	現地調査 (新型コロナウイルスの影響により、オンライン調査の場合あり)	・設置予定場所の確認 ・関係機関の連携、課題を抱える子どもの実態等に関するヒアリング	2021年4月～ 5月	B&G財団	
4	一次審査	現地調査等に基づく審査	2021年5月	B&G財団	
5	助成申請書の提出	提出書類 ・助成申請書 ・事業計画書 ・収支予算書 ・基本設計図書(配置図・平面図・立面図等) ・工事見積書(建設担当部署の工事費概算または業者の見積書) ※基本設計費用は、助成契約締結日から遡って6ヵ月以内に契約したものは助成対象	2021年7月	自治体	・助成申請書: 様式2(後日提示) ・事業計画書: 様式3(後日提示) ・収支予算書: 様式4(後日提示) ・基本設計図書、 工事見積書は様式問わず
6	内示通知	助成申請書に基づく審査・内示	2021年8月	B&G財団	様式5(後日提示)
7	実施設計図書の提出	実施設計図書の提出 ※実施設計費用は、内示後から助成契約締結日まで契約したものは助成対象	2021年10月	自治体	
8	決定通知・助成契約	実施設計に基づく審査・決定・契約	2021年11月	B&G財団	決定通知: 様式6(後日提示)
9	助成決定書授与式	助成契約後、自治体において、B&G財団役員から市区町村長へ助成決定書を授与	2021年11月	B&G財団	
10	助成金の支払い	助成契約に基づき、助成金の支払い	2021年11月以降	B&G財団	
11	工事入札・着工	各自治体の規定に準じた入札後、着工	2021年11月以降		
12	運営開始		工事完成後		

(2) Bパターン:既存施設を改修・活用し運営を開始。運営途中に開設費助成を受ける場合

	項目	内容	期日	実施主体	様式
1	事業説明会の実施	オンラインによる事業・募集説明	2021年 4月8日(木) 4月15日(木)	B&G財団	
2	設置意思確認書の提出	市区町村長名で設置意思を確認する文書	2021年 4月30日(金)	自治体	様式1(11頁)
3	現地調査 (新型コロナウイルスの影響により、オンライン調査の場合あり)	・設置予定場所の確認 ・関係機関の連携、課題を抱える子どもの実態等に関するヒアリング	2021年4月～ 5月	B&G財団	
4	一次審査	現地調査等に基づく審査	2021年5月	B&G財団	
5	助成申請書の提出	提出書類 ・事業計画書 ・収支予算書 ・マネージャー略歴書	2021年7月	自治体	・助成申請書: 様式2(後日提示) ・事業計画書: 様式3(後日提示) ・収支予算書: 様式4(後日提示) ・マネージャー略歴書は様式問わず
6	決定通知・助成契約	助成申請書に基づく審査・決定・契約	2021年8月	B&G財団	決定通知: 様式6(後日提示)
7	助成決定書授与式	助成契約後、自治体において、B&G財団役員から市区町村長へ助成決定書を授与	2021年8月	B&G財団	
8	助成金の支払い	助成契約に基づき、助成金の支払い	2021年8月以降	B&G財団	
9	運営開始		2021年8月以降		

11. 本事業に関するQ&A

(1) 助成制度や対象項目に関すること

質問	回答
「常設ケアモデル」の実施内容にある「生き抜く力の育成を目指したプログラム」とは、具体的にどのような活動ですか。	「自己肯定感」や「人や社会と関わる力」を育むことを目的とした体験活動や集団活動のほか、学習習慣を身に着けるための宿題支援、日常的に子どもと関わる中で、「寄り添い」や「共感」「承認」することなどを想定しています。また、子どもの特性や地域性等を考慮し、各居場所で有効な実施内容を考案してください。また B&G 財団においても、他の居場所の事例を共有していきます。

開設事業と運営事業を同時に申請できますか。	可能です。例えば、10月から12月は施設の改修を行い、1月から3月までの運営を一つの申請で行うことができます。ただし、今回募集する事業の終了日は2022年度3月末までとなりますので、2022年3月末までに開設事業が終わらない場合は、開設事業のみを申請してください。
大がかりな改修は行わず、備品の購入のみの場合も開設事業として申請できますか。	可能です。ただし、支援内容や事業内容を十分考慮し判断してください。
すでに学習支援事業を実施していますが、生活支援事業を加えて、申請できますか。	可能です。ただし、既存事業との区分け、費用の按分は厳密に行ってください。
「放課後児童クラブ」の開設時間を拡張して実施する場合、申請できますか。	可能です。ただし、既存事業との区分け、費用の按分は厳密に行ってください。
国や県からの補助金、民間団体からの助成金を受けている事業において、開設時間の拡張等を行う場合、申請できますか。	可能です。ただし、既存事業との区分け、費用の按分は厳密に行ってください。
例えば、運営2年目に「学習・生活支援モデル」から「常設ケアモデル」への変更はできますか。	可能です。次年度助成申請時に変更してください。
建築工事が遅れ、助成期間内に工事完了が難しい場合、助成対象外となりますか。	事前に B&G 財団にご相談ください。
今回は申請が間に合わないのですが、今後同様の公募はありますか。	あります。「子ども第三の居場所」は2024年まで拠点数の拡大を予定しているため、毎年、本募集に類似した募集を行っていく予定です。
海洋センターのミーティングルームを活用した申請は可能ですか。	可能です。ただし、モデル別の実施頻度(例えば、学習・生活支援モデルでは週3~4日間で計9時間以上)を占有できることが条件となります。
運営全般を社会福祉協議会やNPO等へ委託することは可能ですか。	可能です。ただし、完了報告書(収支計算書)には、各経費の支出明細および証憑書類が必要となります。

(2) 助成対象経費に関すること

子どもの遊び場として庭などを整備する費用は助成の対象ですか。	助成対象です。活動や安全に資する外構・植栽工事は開設費の対象となります。
土地の取得・造成に要する費用は助成の対象ですか。	助成対象外です。
既存施設を解体・撤去し、新たに建築する場合、解体・撤去費用は助成の対象ですか。	助成対象外です。
例えば、子育て支援担当職員が、本事業を兼任する場合、当該職員の人件費は助成の対象ですか。	助成対象外です。

(3) 建築工事に関すること

モデルとなる居場所の設計事例や参考となる平面図等がありますか。	あります。食事空間(「学習・生活支援モデル」は必須ではありません)も含めた設計事例「空間計画のためのハンドブック」(別添資料)をご参照ください。
居場所の建築工事を行う場合、入札は必要ですか。	必要です。入札方法・参加業者等は、各自治体の規定に準じて入札を行ってください。
居場所の建築工事を行う場合、どのような手続き・提出書類が必要ですか。	建築工事に必要な手続き・提出書類は以下のとおりです。 ①工事入札結果通知書の提出 入札方法・参加業者・落札者・落札価格等の提出 ②契約内容の変更届(変更がある場合) ③工事施工届の提出 工事請負契約書等の提出 ④助成事業完了報告書の提出 工事着工届・工事完成届・検査調書等の提出 詳細は、助成決定後に発行する「ガイドブック」をご参照ください。
居場所の面積について、制限等がありますか。	各モデルとも居場所の延べ床面積は、最低130㎡としています。

■問い合わせ先

B&G 財団 企画部企画課

担当:桐ヶ谷・竹谷・西村

〒105-8480 東京都港区虎ノ門 3-4-10 虎ノ門 35 森ビル 9 階

電話:03-6402-5311 / FAX:03-6402-5315

Eメール:kikaku@bgf.or.jp

(様式1)

<発信番号>

<発信日>

公益財団法人
ブルーシー・アンド・グリーンランド財団
会長 前田 康吉 様

<都道府県 市区町村名>

<市区町村長名 印>

2021年度「子ども第三の居場所」設置意思確認書

当<市・区・町・村>は「子ども第三の居場所」の設置を希望し、下記のとおり検討結果についてお知らせします。

※2カ所以上希望する場合は、本様式をコピーし、施設ごとにご提出ください。

項目	回答（選択の場合はあてはまる項目に☑をつけてください）		
展開モデル	<input type="checkbox"/> 常設ケアモデル	<input type="checkbox"/> 学習・生活支援モデル	
運営体制 貴自治体の関わりや協力団体等をお書きください。	<input type="checkbox"/> 自治体直営で運営	<input type="checkbox"/> 指定管理者など外部に委託	
主管部署			
協力部署・団体等			
設置場所 隣接施設・住所をお書きください。	<input type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築
スケジュール 隣接施設・住所をお書きください。	開設事業	運営事業	
対象となる小学校区 学校名と当該校区を選定した理由をお書きください。			
対象となる小学校区内の対象児童とその母数 対象児童の詳細についてお書きください。（対象が重複しても構いません）	<input type="checkbox"/> 生活保護世帯（ 名）	<input type="checkbox"/> 就学援助受給（ 名）	
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当受給（ 名）	<input type="checkbox"/> 不登校（ 名）	
	<input type="checkbox"/> 発達障害（ 名）	<input type="checkbox"/> 共働きで孤立（ 名）	
	<input type="checkbox"/> その他 ※制度や理由、人数を具体的にお書きください		
支援終了後の運営費 支援が終了する4年後以降の財源等についてお書きください。			

担当者連絡先

氏名（所属・役職）	
電話	
メールアドレス	

記入例

(様式1)

市教第 1234 号
2021 年 3 月 5 日

公益財団法人
ブルーシー・アンド・グリーンランド財団
会長 前田 康吉 様

東京都港市
市長 山田 太郎 印

2021 年度「子ども第三の居場所」設置意思確認書

当市は「子ども第三の居場所」の設置を希望し、下記のとおり検討結果についてお知らせします。

※2 カ所以上希望する場合は、本様式をコピーし、施設ごとにご提出ください。

項目	回答（選択の場合はあてはまる項目に☑をつけてください）	
展開モデル	<input checked="" type="checkbox"/> 常設ケアモデル	<input type="checkbox"/> 学習・生活支援モデル
運営体制	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体直営で運営	<input type="checkbox"/> 指定管理者など外部に委託
貴自治体の関わりや協力団体等をお書きください。	例 1) 子育て支援課と教育委員会ほか、児童相談所・B&G 指導者会・教員 OB 会が参画する実行委員会を組織する。 例 2) 福祉課が運営団体である社会福祉協議会を支援し、民生・児童委員等が協力する。	
主管部署	健康福祉部子育て支援課	
協力部署・団体等	教育委員会総務課、教育委員会学校教育課、健康福祉部福祉課、港児童相談所、港市社会福祉協議会、NPO 法人港子育て会	
設置場所	<input checked="" type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築
隣接施設・住所をお書きください。	例 1) 海洋センターの駐車場に新築する。(東京都港市虎ノ門 3-4) 例 2) 湊小学校に隣接の保健センターを改築する。(東京都港市神谷町 3-10)	
スケジュール	開設事業	運営事業
隣接施設・住所をお書きください。	2021 年 11 月 1 日～2022 年 3 月 31 日	2022 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日
対象となる小学校区	〇〇小学校（実態調査の結果当該校区に生活困窮世帯の児童が市内でもっとも多い〇名いることが分かったため。）	
対象となる小学校区内の対象児童とその母数	<input type="checkbox"/> 生活保護世帯（ 名）	<input checked="" type="checkbox"/> 就学援助受給（120 名）
対象となる児童の詳細についてお書きください。（対象が重複しても構いません）	<input checked="" type="checkbox"/> 児童扶養手当受給（98 名）	<input checked="" type="checkbox"/> 不登校（12 名）
	<input type="checkbox"/> 発達障害（ 名）	<input checked="" type="checkbox"/> 共働きで孤立（10 名）
	<input checked="" type="checkbox"/> その他 ネグレクト・虐待が疑われる児童（3 名）	
支援終了後の運営費	例 1) 利用料と市一般会計で運営する。 例 2) 利用料と放課後児童クラブ事業補助金を活用する。	
支援が終了する 4 年後以降の財源等についてお書きください。		

担当者連絡先

氏名（所属・役職）	朝日田智昭（企画部・係長）
電話	03-6402-5311
メールアドレス	t_asahida@bgf.or.jp